

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月14日
条例の題名	三重県農業大学校条例	公 布 日	昭和61年3月31日
条例番号	昭和61年三重県条例第5号	直近改正日	平成19年3月20日
所管部局課	農林水産部担い手育成課	電 話 番 号	059-224-2354
条例の概要	優れた農業経営者等の養成及び農林業者等の研修を行うため、農業大学校の運営に必要な事項を定めるものである。		条例の 類型 財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	三重県農業大学校は三重県農業を担うべき者に対し、農業に関する高度な技術及び経営についての実践的な教育を行うための施設であり、現在においても必要性のある施設である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	農業改良助長法第7条第1項第5号により、農業後継者等に対し農業経営又は農村生活の改善に関する科学的技術及び知識を習得させるための研修教育を行うことと規定されており、公的な関与を行っていく必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	農業大学校の設置及びその管理に関する事項については、地方自治法第244条の2第1項により、条例での規定が必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第244条の2第1項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	三重県農業の担い手を育成するために、高度な技術及び知識を習得させるための施設として有効である。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	いいえ	事業仕分けで要改善の評価を受けており、農業大学校のあり方検討を行ったうえで改善に取り組んでいる。
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	優れた農業経営者の養成等により、安全・安心な農産物の安定的供給と三重県農業の発展に寄与するものであり、効果及びコストの配分は適正である。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	三重県農業の発展により、安全・安心な農産物を安定的に供給する効果があり、効果は一部の県民に限られていない。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理	由	特記事項	見直しに関する規定の有無
		本条例は、県民に安全・安心な農産物を供給する優れた農業経営者等を育成するために必要な条例であり、各条の内容は適正である。			無